

# 社会福祉法人桜良会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜良会の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選定・解任委員、苦情対応第三者委員及び運営推進委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事の報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したとき、及び、理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬、日当及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて複数の業務を行った場合であっても、1日の報酬は別表1により支払うものとし、重複の支給はしないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬等)

第4条 監事が監事会に出席したとき、及び、監事会（出席）以外の日において、理事会に出席したとき、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び日当を支払うことができる。なお、同日にあわせて複数の業務を行った場合であっても、1日の報酬は別表1により支払うものとし、重複の支給はしないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (評議員の報酬等)

第5条 評議員が評議員会に出席したとき、及び、評議委員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び日当を支払うことができる。なお、同日にあわせて複数の業務を行った場合であっても、1日の報酬は別表1により支払うものとし、重複の支給はしないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (評議員選定・解任委員の報酬等)

第6条 評議員選定・解任委員が評議員選定・解任委員会に出席したとき、及び、評議員選定・解任委員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び日当を支払うことができる。なお、同日にあわせて複数の業務を行った場合であっても、1日の報酬は別表1により支払うものとし、重複の支給はしないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が苦情対応第三者委員会に出席したとき、苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合、及び、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び日当を支払うことができる。なお、同日にあわせて複数の業務を行った場合であっても、1日の報酬は別表1により支払うものとし、重複の支給はしないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(運営推進委員の勤務報酬等)

第8条 運営推進委員が運営推進委員会に出席したとき、同日にあわせて運営推進委員に係る業務を行った場合、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び日当を支払うことができる。なお、同日にあわせて複数の業務を行った場合であっても、1日の報酬は別表1により支払うものとし、重複の支給はしないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により報酬及び旅費等を支給することができる。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会を経なければならない。

付 則

この規程は、平成25年12月25日より適用する。

平成28年11月26日改定。

別表1 (日額)

役職名	報酬		日当 (日額)
	4時間以内	4時間超	
理事	3,500円	7,000円	1,000円
監事	3,500円	7,000円	1,000円
評議員	3,500円	7,000円	1,000円
評議員選定・解任委員	3,500円	7,000円	1,000円
苦情対応第三者委員	3,500円	7,000円	1,000円
運営推進委員	3,500円	7,000円	1,000円